

富山市附属機関の委員の公募及び会議の公開に関する事務取扱要領

(目的)

第1条 この要領は、富山市附属機関の設置及び運営に関する要綱（以下「要綱」という。）第6条及び第11条の規定により、附属機関の委員の公募及び会議の公開に関し、必要な事項を定めるものとする。

(募集等)

第2条 委員の公募に当たっては、次に掲げる事項を広報等で広く周知するものとする。

- (1) 附属機関の名称
- (2) 募集人数
- (3) 応募要件
- (4) 任期
- (5) 応募方法
- (6) 募集期間
- (7) 選任の方法
- (8) その他募集に必要な事項

2 委員への応募者に対しては、次に掲げる事項を明らかにするよう求めるものとする。

- (1) 応募しようとする附属機関の名称
- (2) 住所
- (3) 氏名
- (4) 年齢
- (5) 応募理由
- (6) その他必要と認められる事項

(選任方法)

第3条 公募による委員の選任は、附属機関の設置目的を勘案し、次のいずれかの方法により行うものとする。

- (1) 選考委員会による選考
- (2) 公開抽選

2 前項第1号の規定による選考については、原則として担当部局内に3人以上の委員で構成する選考委員会を設置して行うこととし、応募理由及び必要事項を記した作文等又は、面接により行うものとする。

(委員の不補充)

第4条 募集期間を超えてなお、委員の応募がない場合又は応募人数に達しない場合には、新たな募集を行わぬことができる。

2 任期途中において公募委員に欠員が生じた場合は、当該欠員となった委員の残任期間中において、新たな公募委員の募集を行わないことができる。

(失職)

第5条 公募により選任された委員は、要綱第5条第2項に定める応募要件に該当しなくなったときは、委員の職を失う。

(会議の周知)

第6条 附属機関の会議の全部又は一部を公開するときは、会議の開催日の2週間前に、会議の名称、日時、場所、傍聴人数、公開又は一部公開の別を記載した予定表を作成し、市ホームページに掲載するとともに、本庁舎1階総合案内、市政情報コーナーでの掲示などにより周知するものとする。ただし、緊急に会議を招集

する必要が生じた場合は、この限りではない。

(公開の明示等)

第7条 会議の議長は、会議の開会にあたり、当該会議の公開又は一部公開とすることについて明らかにし、一部公開とする場合は、非公開とする審議及びその理由を併せて明らかにするものとする。

(傍聴等)

第8条 公開又は一部公開する会議の会場には、傍聴席及び報道機関記者席を区分して設けるものとする。

- 2 会議の傍聴については、当日、開会前に直接会場で受け付けるものとする。
- 3 傍聴人は、原則として10人以内とし、先着順に決定するものとする。ただし、附属機関の長は、会議の運営や会場の配置に支障が生じないと認められる範囲内において、傍聴人の数を増減できるものとする。
- 4 附属機関の長は、必要があるときは、傍聴人に対し、住所、氏名を受付簿に記入するよう求めることができるものとする。
- 5 傍聴人に対し、会議内容を理解するために必要と認められる資料を提供するよう努めるものとする。
- 6 傍聴人は、会議の議長の許可を得ることなく会議場内において写真等の撮影及び録音をすることができない。

(傍聴の拒否等)

第9条 附属機関の長は、会議の円滑な運営に支障を及ぼし、又は会議の妨害となる行為を行うおそれがあると認められる者の傍聴を拒むことができる。

- 2 会議中に、傍聴人が発言や拍手による可否の表明その他示威的

行為等により、会議の円滑な運営に支障を及ぼし、又は会議の妨害となる行為を行ったと認めるときは、会議の議長は、これを制止し、従わないときは当該傍聴人を退場させることができる。

3 会議を非公開とする決定があったときは、会議の議長は、傍聴人を退場させるものとする。

(会議概要の公表)

第10条 会議を公開したときは、速やかに会議概要を作成し、必要な資料を含め、各主務課及び市政情報コーナーで閲覧に供するとともに、必要に応じホームページへの掲載に努めるものとする。

2 会議概要には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 会議の名称
- (2) 開催の日時及び会場
- (3) 出席者（委員及び事務局等）
- (4) 議題
- (5) 審議概要
- (6) 閲覧期間
- (7) その他審議の内容を理解するのに必要な事項

3 前項の規定にかかわらず、会議内容が単に連絡又は報告に関するものである場合は、会議資料の閲覧により会議概要の閲覧に代えることができるものとする。

4 要綱第9条の規定により、会議の一部を非公開とした場合において、非公開事由に該当する部分を容易に区分して除くことができるときは、当該部分を除き会議概要の閲覧に努めなければならない。

(閲覧期間)

第11条 市政情報コーナーにおける会議概要の閲覧期間は、概ね

30日程度とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、平成27年4月1日から施行する。
(富山市審議会等の委員の公募及び会議の公開に関する事務取扱
要領の廃止)
- 2 富山市審議会等の委員の公募及び会議の公開に関する事務取扱
要領は、廃止する。